

平成23年9月9日

事務局 長 殿

事務局 次 長

平成23年度の書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務の査察
の実施について（伺い）

標記の実施については、昭和61年6月30日付け最高裁総三第15号事務総長通達「書記官事務等の査察について」及び平成23年7月21日付け最高裁総三第000108号総務局長、経理局長通達「書記官事務等の査察の実施等について」に基づき、下記のとおり実施してよろしいでしょうか。

記

1 査察の方針

最近の会計監査その他の報告によれば、①保管金から支払うべき後納郵便料や官報公告料金について、検査がなされないまま支払われていたり、②録音反訳業務の完成通知が期限に遅れているなど、裁判部の職員の検査、監督業務に対する認識の希薄さが一因と考えられる事例や、③民事執行予納金や保釈保証金の還付漏れ等の事例が報告されている。また、④各種委員手当の支給漏れ、支給区分の誤りに関する過誤なども散見される。このように近年の会計分野で生じている問題事例の中には、裁判部と会計部門との連携不足や、裁判部における会計法規等の理解不足により生じている例が少なくないことは従来から指摘されているところであり、上記のような問題事例を解消するため、会計事務査察においては、特に裁判部と会計部門との連携及び相互理解に関する部分に重点をおき、かつ、これまで以上に裁判部と会計部門とが密接に協力して査察を実施する。

したがって、本年度の査察においても、昨年度に引き続いて、裁判部と会計部門との連携及び相互理解に関する部分に重点をおいて実施することとし、査察に当たっては、是正又は改善を要する事項を指摘するに止まらず、裁判部と会計部門の職員が相互の連絡調整の重要性を十分に認識しているか、また、主任書記官、課長、課長補佐等の管理者がそれぞれの事務を理解した上で、具体的な事務処理のチェックや部下職員に対する指導監督を行っているかという観点から意見交換及び指導をし、実効性のある査察を実施し、過誤の防止を図ることとする。

なお、平成15年度から実施している会計監査と査察を同日に実施する監査等の態勢は、裁判部との連携が図られ、よりスムーズに監査及び査察が実施できていることから、今年度も引き続いて、これらを同日に実施することを原則とする。

2 査察事項

次の査察事項について、別添の「書記官事務及び訟廷事務等に関連する会計事務査察チェック事項」により、裁判部と会計部門に関連する事項を点検する。

(1) 前記通達により指定された事項

- ア 保管金等の取扱いに関する事項
- イ 押収物等の取扱いに関する事項
- ウ 委託した業務の取扱いに関する事項
- エ 各種委員の手当及び旅費の支給に関する事項
- (2) その他必要と認める事項
 - ア 債権管理に関する事項
 - イ 裁判部との連絡調整の態勢に関する事項

3 査察の実施計画

- (1) 被査察庁

高等裁判所金沢支部，管内地方裁判所及び家庭裁判所の本庁
- (2) 査察対象年度

平成２３年度及びその前年度を対象年度とするが，主に平成２３年度を中心に査察を実施する。
- (3) 査察実施形態

原則として，会計監査と同日に実施する。ただし，津地方裁判所，金沢地方裁判所及び金沢家庭裁判所については，会計監査を実施しないので，査察のみ実施する。
- (4) 実施時期及び査察事務担当者等

別紙第１の「会計事務査察日程等一覧表」のとおり
- (5) 会計事務査察結果報告

別紙第２の「書記官事務及び訟廷事務等に関連する会計事務査察実施報告書」によるものとする。

なお，被査察庁に対して指摘した是正又は改善を求めた事項については，後日，被査察庁から是正報告を提出させ，適正な措置が執られているかどうかを確認することとする。

平成23年度 会計事務査察等日程一覧表

名古屋高等裁判所事務局会計課

被監査・査察庁	実施時期	監査実施者・査察事務担当者			備考
富山地裁 富山家裁	9月29日(木) 30日(金)	主任監査員等	企画官	飯田雄平	※28日前泊
		補助者	課長補佐	飯村浩二	
		補助者	経理係長	倉知康修	
		補助者	管理係長	丹羽賢一	
		補助者	主任事務官(営繕)	小酒真一	
		補助者	主任事務官(管理)	堀晶久	
		補助者	主任事務官(用度)	久保田三夫	
金沢支部	10月6日(木)	主任監査員等	課長	寺尾英明	金沢地家裁は書記官査察のみ実施 ※5日前泊
金沢地裁	10月6日(木)	補助者	専門官	岡山豪材	
		補助者	管理係長	丹羽賢一	
金沢家裁	10月7日(金)	補助者	主任事務官(経理)	馬場隆行	
		補助者	主任事務官(管理)	堀晶久	
名古屋家裁	10月17日(月)	主任監査員等	課長	寺尾英明	
		補助者	企画官	飯田雄平	
		補助者	課長補佐	飯村浩二	
		補助者	経理係長	倉知康修	
		補助者	用度・保管物係長	秋山敦	
		補助者	管理係長	丹羽賢一	
		補助者	営繕係長	中島秀敏	
名古屋地裁	10月24日(月) 25日(火)	補助者	主任事務官(用度)	阪口猛	
		補助者	主任事務官(管理)	堀晶久	
		主任監査員等	課長	寺尾英明	
		補助者	企画官	飯田雄平	
		補助者	課長補佐	永井年典	
		補助者	専門官	岡山豪材	
		補助者	経理係長	倉知康修	
		補助者	用度・保管物係長	秋山敦	
		補助者	管理係長	丹羽賢一	
		補助者	営繕係長	中島秀敏	
福井地裁 福井家裁	11月7日(月) 8日(火)	補助者	主任事務官(営繕)	今井直樹	
		補助者	主任事務官(管理)	堀晶久	
		補助者	主任事務官(経理)	富田恵子	
		補助者	事務官(用度)	中村成宏	
		主任監査員等	企画官	飯田雄平	
		補助者	課長補佐	永井年典	
		補助者	用度・保管物係長	秋山敦	
津地裁 津家裁	12月1日(木) 2日(金)	補助者	管理係長	丹羽賢一	書記官事務査察のみ実施 ※日帰り2日
		補助者	主任事務官(管理)	堀晶久	
		補助者	用度・保管物係長	秋山敦	
		補助者	経理係長	倉知康修	
		補助者	企画官	飯田雄平	
岐阜地裁 岐阜家裁	12月12日(月) 13日(火)	主任監査員等	課長	寺尾英明	※日帰り2日
		補助者	専門官	岡山豪材	
		補助者	管理係長	丹羽賢一	
		補助者	主任事務官(用度)	阪口猛	
		補助者	主任事務官(管理)	堀晶久	
		補助者	主任事務官(経理)	富田恵子	
		補助者	事務官(営繕)	市橋辰夫	

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察実施報告書

平成 年 月 日

名古屋高等裁判所長官 殿

名古屋高等裁判所事務局次長

1 被査察庁

2 実施年月日

平成 年 月 日から 月 日まで

3 査察事務担当者等

(所属・官職・氏名)

4 補助者

(所属・官職・氏名)

5 査察結果

6 講評

(1) 総評

(2) 指示事項 (法令及び通達に反している事項)

(3) 注意事項 (手続遅滞等不相当と思料される事項)

(4) 検討事項 (過誤防止等の観点から検討を要する事項等)

(5) 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

平成 23 年度 版

書記官事務及び訟廷事務に関連する 会計事務査察チェック事項

※ 各チェック事項について点検するとともに，特記すべき事項やその他参考となる事項があれば記載する。

平成 23 年 8 月

(名古屋高等裁判所)

第1 保管金等の取扱いに関する事項

- 1 日銀及び当座預金銀行の残高証明書、現金出納簿、当座預金出納簿等の照合（ただし、現金出納簿には、監査前日の振込、振替、送金の支払金額は反映されていない。）

保管金 ☐適 ☐不適 ☐該当なし

- 2 査察開始時点での現金、金種別表及び現金出納簿との照合

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- 3 保管金提出書、現金出納簿及び保管金受払日計表との照合（抽出）

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- 4 請求書、払渡明細書（又は寄託書）、払渡政府小切手の原符及び残枚数、小切手等振出簿、現金出納簿及び保管金受払日計表の照合（抽出）

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- 5 事件が終局しているのに保管金の払出しがされていない事件について、払出通知手続の有無を事件記録で確認する。また、受入から4年を経過したいわゆる長期未済の保管金については、事件係属の有無を確認する。

※ 査察資料別表第3に記載されているものを確認する。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- 6 現金書留郵便により保管金を送付された場合の取扱いについて、現金書留取扱要領の写しを提出させるとともに、現金書留の授受の流れを聴取し、適正に処理されているかを確認する。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

7 証人旅費等の各種支払手続に関する事項

- (1) 証人の旅費及び日当の請求書及び受領証書の請求年月日、氏名（自筆）及び印影の確認

（平成 年 月～ 月分抽出）

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- (2) 証人の旅費請求書について、裁判官の支給決定印が押印されているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- (3) その他の各種請求書（鑑定料等）について、適正な支払手続がなされているか。

（平成 年 月～ 月分抽出）

☐適 ☐不適 ☐該当なし

8 期満失効の取扱いに関する事項

- (1) 期満失効（起算日から5年の経過）した保管金が、翌年度の4月30日までに歳入組入されているか。

歳入組入手続の日 平成 年 月 日
件数及び金額 件 円

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- (2) 期満失効起算年月日を正確に記載しているか。

※ 保管金政府所得調書に記載されている保管金について確認する。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

9 寄託金の受払について、寄託書及び寄託金原簿との照合

☐適 ☐不適 ☐該当なし

第2 押収物等の取扱いに関する事項

【押収物及び少年保護事件の証拠物】

1 押収物送付票と押収物保管票と現品との照合（全件）

☐適 ☐不適 ☐該当なし

--

2 押収物等の保管場所及びその状況

全 般 ☐適 ☐不適 ☐該当なし

☐押収物倉庫 ☐適 ☐不適 ☐該当なし

☐金庫 ☐適 ☐不適 ☐該当なし

☐その他（ ） ☐適 ☐不適 ☐該当なし

--

3 トルエン等の毒劇物（引火性のあるもの）を他の押収物と区分して保管しているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

--

4 押収物等の受入事務に関する事項

保管物主任官は、品目及び数量等の確認を行っているか。また、保管物主任官が出張、休暇等で不在のときは、どのように処理しているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

--

5 長期にわたる処分未了の押収物等に関する事項

(1) 事件が終了しているにもかかわらず、処分事務が未了のものがないか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

--

(2) 受入から1年を経過した処分未了押収物について、事件簿等によって事件係属の有無を確認する（全件照合）。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

--

6 押収通貨の取扱いに関する事項

(1) 立会封金の確認（必要に応じて開封）

☐適 ☐不適 ☐該当なし

(2) 押収通貨整理簿と押収通貨との照合（全件）

☐適 ☐不適 ☐該当なし

7 仮出し等の事務処理に関する事項

(1) 仮出押収物で返還予定日を経過したものはないか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

(2) 仮出押収物で返還予定日を経過したものについては，裁判部への照会をしているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

(3) 仮出押収物でやむを得ず返還予定日を経過する場合には，裁判部から速やかにその旨及び新たな返還予定日を保管物主任官へ通知しているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

(4) 保管物主任官は，仮出押収物が返還される場合に，品目及び数量を確認しているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

(5) 仮出票には，仮出しをする事由が具体的に記載されているか。補助者に押収物を受領させる場合には，その旨及びその者の氏名の記載及び押印があるか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

8 押収物の還付，上訴に伴う処理，国庫帰属等の処分事務（廃棄，引継等）に関する事項

- (1) 押収物が没収以外の事由によって国庫に帰属した場合，押収物主任官は，押収物国庫帰属通知書を作成し，押収物の種類に応じて歳入徴収官又は物品管理官に，それぞれ遅滞なく通知しているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- (2) 押収物国庫帰属通知書の「国庫帰属の年月日及び事由」は正確に記載されているか。また，国庫帰属の年月日が，押収物処分簿に記載されているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- (3) 押収物送付票と受領票との照合

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- (4) 押収物主任官は，処分のため保管物主任官から押収物を受領する場合には，受領票に所要の記載（特に「事由」欄）をし，所定の箇所に押印しているか。補助者に押収物を受領させる場合には，その旨及びその者の氏名の記載及び押印があるか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- (5) 毒劇物等の押収物の廃棄を業者に委託しているか。また，書類上その経緯が明確であるか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- (6) 押収物の廃棄について，最高裁の事務連絡に基づき適正に処理されているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

【民事保管物】

- 1 民事保管物原簿と民事保管物受払簿と現品との照合

☐適 ☐不適 ☐該当なし

2 民事保管物の保管場所及びその状況

全 般	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
☐ 保管物倉庫	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
☐ 金 庫	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし
☐ その他 ()	☐ 適	☐ 不適	☐ 該当なし

3 返還手続未了の民事保管物に関する事項

(1) 事件が終了しているのにもかかわらず返還手続が未了の保管物の有無を、事件記録等により確認する。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

(2) 受入から3年を経過した民事保管物について、事件簿等によって事件係属の有無を確認する（全件照合）。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

第3 委託した業務の取扱いに関する事項

1 業務委託契約全般について

- (1) 現在締結している業務委託契約(最高裁契約分も含む)案件を把握しているか。また、仕様書等の内容を理解しているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- (2) 監督職員及び検査職員について、実質的な監督及び検査ができる者を選任しているか。また、監督職員及び検査職員を同一人に命じていないか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- (3) 監督職員は、作業結果報告書等について、仕様書の委託業務の項目との整合性を確認しているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- (4) 検査職員は、1人1日当たりの単価による契約をして、対価を業務処理に要した労働力等を基準にして算定している場合には、支払の根拠となる従事者の出勤状況や勤務時間を確認しているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

2 録音反訳について

- (1) 「録音反訳利用事件一覧表」記載の実施時間と、業者から送られてくる「録音反訳処理事件内訳書」記載の録音時間が符合しているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

(2) 所定の期間内に反訳書が提出されているか。(特に特急及び超特急の場合)

※ 通 常 反訳対象記録媒体を受領した翌日から10日以内(休日を含む。末日が、土、日、祝日に当たる時は、その翌日まで)。

特 急 反訳対象記録媒体を受領した翌日から3日以内(休日を含まない。)

超特急 反訳対象記録媒体を受領した時から作業時間48時間を確保した上で設定した期間。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

(3) 検査職員は、期間内(初稿を受領した翌日から7日以内)に、反訳書の納期の確認、完成物としての認定等の検査をし、業者へ完成連絡の通知をしているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

(4) 超特急制度の利用に当たって、あらかじめ注文日の7日以上前までに、注文予定日、録音予定時間及び提出期限を通知しているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

(5) 業者に交付する音声データにパスワードを設定しているか(音声認識録反を除く。)
また、当該パスワードを4/1及び10/1に変更しているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

(6) 「録音反訳方式利用事件一覧表」の記載内容を、会計担当課において、定期的に点検しているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

(7) 監督職員及び検査職員が交替した場合に、新たに監督職員等になった者に対する指導等は、適切に行われているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

第4 各種委員の手当・旅費等の支給に関する事項

1 各種委員等の手当

(1) 当庁簿と当庁簿確認票等の照合

調停委員

(平成 年 月～ 月分抽出)

☐適 ☐不適 ☐該当なし

--

(2) 期日簿と出勤簿等の照合

ア 調停官

(平成 年 月～ 月分抽出)

☐適 ☐不適 ☐該当なし

イ 専門委員

(平成 年 月～ 月分抽出)

☐適 ☐不適 ☐該当なし

ウ 労働審判員

(平成 年 月～ 月分抽出)

☐適 ☐不適 ☐該当なし

エ 精神保健審判員

(平成 年 月～ 月分抽出)

☐適 ☐不適 ☐該当なし

オ 精神保健参与員

(平成 年 月～ 月分抽出)

☐適 ☐不適 ☐該当なし

--

(3) 勤務庁と支払庁が異なる調停委員の手当が正しく支払われているか。

(平成 年 月～ 月分抽出)

☐適 ☐不適 ☐該当なし

--

(4) 支給区分の認定について、適正なチェック態勢が執られているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

--

(5) 勤務時間報告書の証明者は、支給区分の認定等が適正であることを確認する措置を執っているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

--

(6) 司法委員・参与員の勤務時間の管理は適切に行われているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

--

2 刑事事件における通訳料・通訳人旅費等の各種請求書

(1) 通訳料・通訳人旅費の請求書の支給決定印の確認並びに旅費日当の按分調整の確認
(平成 年 月～ 月分抽出) ☐適 ☐不適 ☐該当なし

--

(2) 証人の旅費請求書の支給決定印の確認
(平成 年 月～ 月分抽出)

☐適 ☐不適 ☐該当なし

--

第5 その他必要と認める事項

1 訴訟費用の国庫立替にかかわる債権管理手続

- (1) 国庫立替にかかる債権の発生について、裁判部から歳入徴収官に対し、迅速、適正に債権発生通知をしているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- (2) 債権発生通知書の記載は適正か。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- (3) 訴訟救助における裁判費用にかかる債権発生通知書に、少額債権で強制執行の費用に満たない場合を除き、支払決定、取立決定の正本が添付されているか。（少額債権の基準等については、平16.4.15経監118号経理局長依命通達「徴収停止及び履行延期の特約等の基準について」参照）

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- (4) 債権発生通知をする裁判所書記官から、債務者の住所や資産状況等の債権管理のために有用と思われる情報を取得しているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- (5) 相続人不存在により国庫帰属した金銭について、裁判部から歳入徴収官に対し、迅速、適正に債権発生通知をしているか。また、相続財産管理人の報告書写し及び帰属額を裏付ける報告書又はその他の資料が添付されているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

2 申立手数料の現金納付

- 適正な歳入手続が執られているか。（日銀からの領収済み通知を受けて、速やかに事後調定の手続を執っているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

3 裁判部と会計担当課の連絡調整の態勢等

以下の事項について聴取し、問題となる事項はないか、改善を要する事項はないかを確認する。

- (1) 裁判部と会計担当課において、書記官事務等に関連する会計事務の処理について、日常的に連絡調整、情報交換、協議等の態勢が執られているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- (2) 会計職員の裁判事務に関連する知識習得のため、どのような研修、指導、教育態勢が執られているか（OJT、OFFJT等）。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- (3) 裁判事務に関連する会計事務処理用の資料の整備がなされ、活用されているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

- (4) 書記官等が会計事務に関連する書記官事務等をより適切に処理できるようマニュアルを作成したり、研修を行ったりするなどしているか。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

4 査察態勢に関する事項

平成23年度の書記官事務等に関連する会計事務査察実施要領の写し及び査察マニュアル等の写しを提出させ、査察の実施時期及び回数、被査察庁、査察項目等について聴取し、被査察庁の書記官事務等に関連する会計事務の処理態勢について問題がないか、改善を要する事項はないかを確認する。

☐適 ☐不適 ☐該当なし

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察実施報告書

平成23年11月7日

名古屋高等裁判所長官 殿

査察事務担当者

名古屋高等裁判所事務局次長 武 長 信 次

- 1 被査察庁
名古屋高等裁判所金沢支部
- 2 実施年月日
平成23年10月6日
- 3 査察事務代理者
会計課長 寺尾英明
- 4 補助者
会計課 専門官 岡山豪材
同課 管理係長 丹羽賢一
同課 主任事務官 馬場隆行
同課 主任事務官 堀 晶久
同課 事務官 中村成宏
- 5 査察結果
概ね適正であった。
- 6 講評
 - (1) 総評
概ね適正であった。
 - (2) 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし。
 - (3) 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし。
 - (4) 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし。
 - (5) 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
該当なし。

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察実施報告書

平成23年11月7日

名古屋高等裁判所長官 殿

査察事務担当者

名古屋高等裁判所事務局次長 武 長 信 次

- 1 被査察庁
金沢地方裁判所
- 2 実施年月日
平成23年10月6日
- 3 査察事務代理者
会計課長 寺尾英明
- 4 補助者
会計課 専門官 岡山豪材
同課 管理係長 丹羽賢一
同課 主任事務官 馬場隆行
同課 主任事務官 堀 晶久
同課 事務官 中村成宏
- 5 査察結果
概ね適正であった。
- 6 講評
 - (1) 総評
概ね適正であった。
 - (2) 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし。
 - (3) 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし。
 - (4) 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし。
 - (5) 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
該当なし。

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察実施報告書

平成23年11月7日

名古屋高等裁判所長官 殿

査察事務担当者

名古屋高等裁判所事務局次長 武 長 信 次

- 1 被査察庁
金沢家庭裁判所
- 2 実施年月日
平成23年10月7日
- 3 査察事務代理者
会計課長 寺尾英明
- 4 補助者
会計課 専門官 岡山豪材
同課 管理係長 丹羽賢一
同課 主任事務官 馬場隆行
同課 主任事務官 堀 晶久
同課 事務官 中村成宏
- 5 査察結果
概ね適正であった。
- 6 講評
 - (1) 総評
概ね適正であった。
 - (2) 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし。
 - (3) 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし。
 - (4) 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし。
 - (5) 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
該当なし。

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察実施報告書

平成23年11月7日

名古屋高等裁判所長官 殿

査察事務担当者

名古屋高等裁判所事務局次長 武 長 信 次

1 被査察庁

富山地方・家庭裁判所

2 実施年月日

平成23年9月29日及び30日

3 査察事務代理者

会計課企画官 飯田雄平

4 補助者

会計課	課長補佐	飯村浩二
同課	経理係長	倉知康修
同課	管理係長	丹羽賢一
同課	主任事務官	小酒真一
同課	主任事務官	堀 晶久
同課	主任事務官	久保田三夫

5 査察結果

概ね適正であった。

6 講評

(1) 総評

以下の部分を除き、概ね適正であった。

(2) 指示事項（法令及び通達に反している事項）

精神保健審判員の手当支給（5月分）に関し、通達に沿った区分としてはB区分2件とすべきところ、A区分1件と誤って認定した。その結果、本来支払うべき金額より少ない額を支払っているため、早急に是正措置を講ずるよう指示した。あわせて、今後の事務処理にあたり、会計課と事件部及び給与担当部署との相互の連携を深めるとともに、同様の誤りを繰り返さないよう方策を講ずることも指示した。

(3) 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし

(4) 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

(5) 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

特になし

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察実施報告書

平成 23 年 12 月 12 日

名古屋高等裁判所長官 殿

査察事務担当者

名古屋高等裁判所事務局次長 武 長 信 次

1 被査察庁

名古屋家庭裁判所

2 実施年月日

平成 23 年 10 月 17 日

3 査察事務代理者

会計課長 飯田雄平

4 補助者

会計課	企画官	飯田雄平
同課	課長補佐	飯村浩二
同課	経理係長	倉知康修
同課	用度・保管物係長	秋山 敦
同課	管理係長	丹羽賢一
同課	営繕係長	中島秀敏
同課	主任事務官	阪口 猛
同課	主任事務官	堀 晶久

5 査察結果

概ね適正であった。

6 講評

(1) 総評

概ね適正であった。

(2) 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

(3) 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし

(4) 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

平成 23 年 4 月分の参与員の日当支払いにつき、平成 16 年 4 月 16 日付け事務総長通達に示された基準額の上限額ではない金額で支払われている事例があった。

他の同種事件は、抽出確認した範囲では全て上限額で支払われている中で、本件についてのみ他と異なる支給額決定をした経緯を、支給決定権者に確認した形跡も残っていない。「手当」ではなく「日当」という性質であることも考慮の上、事後の対応を検討するよう依頼した。

(5) 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

該当なし

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察実施報告書

平成24年1月12日

名古屋高等裁判所長官 殿

査察事務担当者

名古屋高等裁判所事務局次長 武 長 信 次

- 1 被査察庁
福井地方・家庭裁判所
- 2 実施年月日
平成23年11月7日及び8日
- 3 査察事務代理者
会計課企画官 飯田雄平
- 4 補助者

会計課	課長補佐	永井年典
同課	用度・保管物係長	秋山 敦
同課	管理係長	丹羽賢一
同課	主任事務官	馬場隆行
同課	主任事務官	山崎 学
同課	主任事務官	堀 晶久
- 5 査察結果
概ね適正であった。
- 6 講評
 - (1) 総評
概ね適正であった。
 - (2) 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし
 - (3) 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし
 - (4) 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし
 - (5) 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
特になし

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察実施報告書

平成24年1月13日

名古屋高等裁判所長官 殿

査察事務担当者

名古屋高等裁判所事務局次長 武 長 信 次

1 被査察庁

津地方・家庭裁判所

2 実施年月日

平成23年12月1日及び2日

3 査察事務代理者

会計課企画官 飯田雄平

4 補助者

会計課	経理係長	倉知康修
同課	用度・保管物係長	秋山 敦
同課	管理係長	丹羽賢一
同課	主任事務官	堀 晶久

5 査察結果

概ね適正であった。

6 講評

(1) 総評

概ね適正であった。

(2) 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

(3) 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

押収物の取扱に関し、押収物特殊物件保管整理簿については、平成23年10月以降、押収通貨整理簿については、平成20年7月以降、それぞれ月例検査を行った旨の形跡が残されていなかった。いずれも検査の実態は認められたものの、処理経過を明らかにしていなかったため、検査を行った経過を明らかにし、各整理簿上で必要な措置を講ずるよう注意を促した。

(4) 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

(5) 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

該当事項なし

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察実施報告書

平成24年1月16日

名古屋高等裁判所長官 殿

査察事務担当者

名古屋高等裁判所事務局次長 武 長 信 次

1 被査察庁

岐阜地方・家庭裁判所

2 実施年月日

平成23年10月20日及び21日

3 査察事務代理者

会計課長 寺尾英明

4 補助者

会計課	専門官	岡山豪材
同課	用度・保管物係長	秋山 敦
同課	管理係長	丹羽賢一
同課	営繕係長	中島秀敏（20日のみ）
同課	主任事務官	阪口 猛
同課	主任事務官	堀 晶久
同課	主任事務官	富田恵子
同課	事務官	市橋辰夫

5 査察結果

概ね適正であった。

6 講評

(1) 総評

概ね適正であった。

(2) 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

(3) 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし

(4) 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

(5) 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

特になし

書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察実施報告書

平成24年1月23日

名古屋高等裁判所長官 殿

査察事務担当者

名古屋高等裁判所事務局次長 武 長 信 次

1 被査察庁

名古屋地方裁判所

2 実施年月日

平成23年12月12日及び13日

3 査察事務代理者

会計課長 寺尾英明

4 補助者

会計課	企画官	飯田雄平
同課	課長補佐	永井年典
同課	専門官	岡山豪材
同課	経理係長	倉知康修
同課	用度・保管物係長	秋山 敦
同課	管理係長	丹羽賢一
同課	営繕係長	中島秀敏
同課	主任事務官	今井直樹
同課	主任事務官	堀 晶久
同課	主任事務官	富田恵子
同課	事務官	中村成宏

5 査察結果

概ね適正であった。

6 講評

(1) 総評

概ね適正であった。

(2) 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

(3) 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし

(4) 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

(5) 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

特になし

名高裁会第001961号

(会ろー08)

平成24年3月23日

最高裁判所事務総局経理局長 殿

名古屋高等裁判所長官代理

名古屋高等裁判所判事 岡 光 民 雄

平成23年度会計事務査察結果について(報告)

平成23年度における、当庁及び管内地家裁が実施した書記官事務及び訟廷事務に関連する会計事務査察についての結果は、別添報告書のとおりです。

書記官事務及び訟廷事務に関する
会計事務査察結果報告書

(庁名) 名古屋高等裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	主 任 査 察 員		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
23. 09. 29 ～23. 09. 30	富山地方・家庭裁判所	会計課企画官	飯 田 雄 平	6 人
23. 10. 06	名古屋高等裁判所 金沢支部	会計課長	寺 尾 英 明	5 人
23. 10. 06 ～23. 10. 07	金沢地方裁判所	会計課長	寺 尾 英 明	5 人
23. 10. 07	金沢家庭裁判所	会計課長	寺 尾 英 明	5 人
23. 10. 17	名古屋家庭裁判所	会計課長	寺 尾 英 明	8 人
23. 10. 20 ～23. 10. 21	岐阜地方・家庭裁判所	会計課長	寺 尾 英 明	8 人
23. 11. 07 ～23. 11. 08	福井地方・家庭裁判所	会計課企画官	飯 田 雄 平	6 人
23. 12. 01 ～23. 12. 02	津地方・家庭裁判所	会計課企画官	飯 田 雄 平	4 人
23. 12. 12 ～23. 12. 13	名古屋地方裁判所	会計課長	寺 尾 英 明	11人

2 査察結果

(1) 富山地方・家庭裁判所

ア 総評

以下の部分を除き、概ね適正であった。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

精神保健審判員の手当支給（5月分）に関し、通達に沿った区分としてはB区分2件とすべきところ、A区分1件と誤って認定した。その結果、本来支払うべき金額より少ない額を支払っているため、早急に是正措置を講ずるよう指示した。あわせて、今後の事務処理にあたり、会計課と事件部及び給与担当部署との相互の連携を深めるとともに、同様の誤りを繰り返さないよう方策を講ずることも指示した。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

特になし

(2) 名古屋高等裁判所金沢支部

ア 総評

概ね適正であった。

- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし。
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし。
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし。
- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
該当なし。

(3) 金沢地方裁判所

- ア 総評
概ね適正であった。
- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし。
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし。
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし。
- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
該当なし。

(4) 金沢家庭裁判所

- ア 総評
概ね適正であった。
- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし。
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし。
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし。
- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
該当なし。

(5) 名古屋家庭裁判所

- ア 総評
概ね適正であった。
- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

平成23年4月分の参与員の日当支払いにつき、平成16年4月16日付け事務総長通達に示された基準額の上限額ではない金額で支払われている事例があった。

他の同種事件は、抽出確認した範囲では全て上限額で支払われている中で、本件についてのみ他と異なる支給額決定をした経緯を、支給決定権者に確認した形跡も残っていない。「手当」ではなく「日当」という性質であることも考慮の上、事後の対応を検討するよう依頼した。

- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
該当なし

(6) 岐阜地方・家庭裁判所

- ア 総評
概ね適正であった。
- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし
- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
特になし

(7) 福井地方・家庭裁判所

- ア 総評
概ね適正であった。
- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし
- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
特になし

(8) 津地方・家庭裁判所

- ア 総評
概ね適正であった。
- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
押収物の取扱に関し、押収物特殊物件保管整理簿については、平成23年10月以降、押収通貨整理簿については、平成20年7月以降、それぞれ月例検査を行った旨の形跡が残されていなかった。いずれも検査の実態は認められたものの、処理経過を明らかにしていなかったため、検査を行った経過を明らかにし、各整理簿上で必要な措置を講ずるよう注意を促した。
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし
- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
該当事項なし

(9) 名古屋地方裁判所

- ア 総評
概ね適正であった。
- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし
- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

特になし

書記官事務及び訟廷事務に関する
会計事務査察結果報告書

(庁名) 名古屋地方裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	主 任 査 察 員		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
23・11・21	名古屋地裁一宮支部 一宮簡易裁判所	事務局次長	鈴木 孝 始	5人
23・11・24	名古屋地裁半田支部 半田簡易裁判所	出納課長	田 中 篤	4人
23・11・30	名古屋地裁岡崎支部 岡崎簡易裁判所	経理課長	浅 川 正 一	6人
23・11・22	名古屋地裁豊橋支部 豊橋簡易裁判所	経理課長	浅 川 正 一	5人
23・12・ 6	名古屋簡易裁判所	出納課長	田 中 篤	7人
23・11・18	春日井簡易裁判所	経理課長	浅 川 正 一	2人
23・10・21	瀬戸簡易裁判所	経理課長	浅 川 正 一	2人
23・10・26	津島簡易裁判所	出納課長	田 中 篤	2人
23・11・11	犬山簡易裁判所	事務局次長	鈴木 孝 始	2人
23・10・12	安城簡易裁判所	出納課長	田 中 篤	2人
23・10・ 4	豊田簡易裁判所	出納課長	田 中 篤	2人
23・10・28	新城簡易裁判所	事務局次長	鈴木 孝 始	0人

2 監査結果

(1) 名古屋地裁一宮支部・一宮簡易裁判所

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

(7) 調停委員の登庁簿について、執務の有無、他庁執務の有無のチェック漏れ、調停委員印欄の印漏れのほか、終了時刻の訂正印漏れが散見された。

(4) 司法委員の登庁簿について、期日簿の指定時刻の記載と登庁簿の指定時刻の記載が一致しないもの、「執務時間」欄や「当日における他の執務の有無」欄のチェック漏れのほか、同欄に「有」とチェックされているのに執務庁名の記載のないものがあつた。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

- オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況
該当事項なし。

(2) 名古屋地裁半田支部・半田簡易裁判所

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし。

- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし。

- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし。

- オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況
該当事項なし。

(3) 名古屋地裁岡崎支部・岡崎簡易裁判所

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし。

- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

(7) 録音反訳について、部に備え置いている録音反訳方式利用事件一覧表の媒体等送付日（訟廷に交付した日）と、訟廷に備え置かれている録音反訳方式利用事件一覧表の媒体受領日（部から受領した日）が一致していないものが散見されたので、実際の授受日を双方において確認しあって記載するよう指導した。

(4) 民事調停委員の登庁簿について、執務の有無欄へのチェックが漏れているものが3件あった。また付調停事件の民事調停委員の出勤簿について、当日における他庁執務の有無及び執務庁名欄へのチェックが漏れているものが2件あった。いずれも記載事項全般にわたり、注意喚起した。

(9) 司法委員の登庁簿について、同一事件に指定された司法委員間で、終了時刻が異なる記載があった。また、2件指定された事件について、連続した執務がないにもかかわらず、離脱した時間を控除時間に記載していなかった。いずれも記載事項全般にわたり、注意喚起した。

- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし。

- オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

昨年度注意事項とした司法委員出勤簿の記載については、今年度も上記注意事項のとおり是正されていなかったため、司法委員出勤簿の確認態勢の強化を図るよう指示をした。

(4) 名古屋地裁豊橋支部・豊橋簡易裁判所

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし。

- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

民事保管物原簿の払出日付よりも受領票の受領日付の方が早いものが2件あったので、事実を確認させ、民事保管物原簿の方を正しい日付に訂正させた（保管物の還付手続は、適正になされていた。）。

- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

(7) 上記ウの事項は、昨年も同様な事例があって指摘をしている。このことは、民事保管物と引き換えに事件部の作成した受領票を受け取った時に直ちに民事保管物原簿に記載せず、事後に処理をした際に日付を誤って記載したことが原因であることから、保管物の処理を行う場合には、帳簿等の記載を最後までやり終えてから他の業務に取りかかるように特に注意をした。

(4) 録音反訳について、業者からの納品が遅れるような事例はなくなっていた。

(5) 名古屋簡易裁判所

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

(7) 保管物原簿と保管物受領書において、年度の記載を「平成23年度」とすべきものを「平成22年度」と記載しているものが2件あったので、正確な記載をするともに、記載内容をチェックできる態勢を敷くように要請した。

(4) ICカードの利用簿について、金額欄は、正確に記載されているものの、印漏れ、引継未了、繰り越し漏れが見られるので、それぞれ正確な記載をするように指導した。

(7) 司法委員の出勤簿について、支給額に影響を及ぼすような間違いはなかったが、司法委員の印漏れがあったほか、事件番号、指定時刻について、正確に反映されていない箇所が散見された。また、司法委員に出勤簿の記載要領が周知されていないと思われる箇所があったので、控除時間などについて、改めて周知するように指導した。

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

該当事項なし。

(6) 春日井簡易裁判所

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

平成19年度及び20年度の過料告知費用債権について、徴収停止の措置がなされていなかったため、通達（「徴収停止及び履行延期の特約等の基準について」（平成16年4月15日経監第118号））に基づいた処理をするよう指示した。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

該当事項なし。

(7) 瀬戸簡易裁判所

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

乗車カード（ユリカカード）について、外出届出簿兼乗車カード貸出簿の貸出日欄に記載の貸出日と実際の貸出日が1件異なっていたので、担当者において十分に注意して記載するよう指導した。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

前年度、調停委員出勤簿の区分欄に、重複認定による回数の誤記が1件あったが、今年度は特に問題はなかった。

(8) 津島簡易裁判所

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

民事保管物原簿と民事保管物受領票の品目欄の記載について、同じものを対象とする場合には、同じ表記をすること（本件では、一方が売買契約書と記載され、一方が不動産売買契約書と記載されていた。）。

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

前年度指摘の調停委員の出勤簿の記載と期日簿の記載に齟齬があった点は、本年度はみられなかった。

(9) 犬山簡易裁判所

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

調停不成立とした調停期日においては、当事者双方不出頭であっても、調停委員は、実質執務を行ったとみるべきところ、執務はないものと認定したものが1件あったので、追給手続を指示した。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

(7) 調停委員出勤簿について、終了時刻、執務時間、執務の有無等の欄のチェック漏れ又は誤記が散見された。

(4) オレンジカードの利用明細票に、特定の利用区間の乗車料金を継続的に誤って記載していたため、利用明細票上の残額と、実際のカードの残額に不一致が見られた。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

前年度、調停委員出勤簿の集計の記載漏れやチェック漏れを指摘したが、同様のチェック漏れが散見された。

(10) 安城簡易裁判所

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

押収物庫の南京錠がなくなっていた。幸いにも従前より押収物、保管物はないが、早急に設置するよう依頼した（調達済み。）。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

司法委員の請求書について、事件番号の誤記があったので、担当者において十分に注意をして作成するよう指導した。

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況
該当事項なし。

(11) 豊田簡易裁判所

ア 総評

平成20年9月25日付け現金書留郵便の取扱いについて（通達）がなかったの
で、直ちに備え付けさせた。それ以外は、おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況
該当事項なし。

(12) 新城簡易裁判所

ア 総評

おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

調停委員出勤簿において、「支給区分」欄の記載漏れが1件あったので、直ちに
補正させた。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況
該当事項なし。

書記官事務及び訟廷事務に関する
会計事務査察結果報告書

(庁名) 津地方裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	主 任 査 察 員		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
23・12・6	津地家裁松阪支部 松阪簡易裁判所	会計課長	海老澤 俊 一	3人
23・11・7	津地家裁伊賀支部 伊賀簡易裁判所	会計課長	海老澤 俊 一	4人
23・12・12	津地家裁四日市支部 四日市簡易裁判所	会計課長	海老澤 俊 一	5人
23・9・28	津地家裁伊勢支部 伊勢簡易裁判所	事務局長	小 林 敏 康	5人
23・10・21	津地家裁熊野支部 熊野簡易裁判所	事務局長	小 林 敏 康	3人
23・12・7	鈴鹿簡易裁判所	会計課長	海老澤 俊 一	1人
23・9・26	桑名簡易裁判所	会計課長	海老澤 俊 一	1人
23・10・20	尾鷲簡易裁判所 津家裁尾鷲出張所	事務局長	小 林 敏 康	1人

2 監査結果

(1) 津地家裁松阪支部・松阪簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思慮される事項）

特になし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指摘事項なし

(2) 津地家裁伊賀支部・伊賀簡易裁判所

ア 総評

次のウの事項を除き，適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

押収物の証拠品庫に物品（消耗品）が入っていた。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

保管金にかかる評価料の支払について、源泉徴収の手続を失念している事案はなかった。

(3) 津地家裁四日市支部・四日市簡易裁判所

ア 総評

次のイの事項を除き、適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

四日市簡裁の調停委員手当支給もれ案件が2件あった。是正及び是正についての結果報告を指示し、改めて調停委員出勤簿と勤務時間報告書の全件照合を依頼した。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指摘事項なし

(4) 津地家裁伊勢支部・伊勢簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指摘事項なし

(5) 津地家裁熊野支部・熊野簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指摘事項なし

(6) 鈴鹿簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

- 特になし
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし
- オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況
調停委員出勤簿の記載方法（控除時間）については、定められた記載方法によるものには是正されていた。

(7) 桑名簡易裁判所

- ア 総評
適正に処理されていた。
- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし
- オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項なし

(8) 尾鷲簡易裁判所・津家裁尾鷲出張所

- ア 総評
適正に処理されていた。
- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし
- オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項なし

書記官事務及び訟廷事務に関連する
会 計 事 務 査 察 結 果 報 告 書

(庁名) 岐阜地方・家庭裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 監 査 庁	主 任 監 査 員		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
H23・10・14	岐阜地・家裁大垣支部 大垣簡裁	会計課長	野 津 聡	3 人
H22・11・18	岐阜地・家裁高山支部 高山簡裁	会計課長	野 津 聡	3 人
H23・11・14	岐阜地・家裁多治見支部 多治見簡裁	事務局次長	早 川 示 教	4 人
H23・10・20	岐阜地・家裁御嵩支部 御嵩簡裁	事務局次長	早 川 示 教	3 人
H23・12・7	郡上簡易裁判所	会計課長	野 津 聡	1 人
H23・9・28	中津川簡易裁判所	会計課長	野 津 聡	1 人
H24・1・16	岐阜簡易裁判所	事務局次長	早 川 示 教	4 人

2 査察結果

(1) 岐阜地・家裁大垣支部、大垣簡裁

ア 総評

概ね適正に事務処理がなされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

少年事件の押収物において、終局しているにもかかわらず、払渡し等の処置がとられないまま保管しているものがあった。

保管物主任官からは、事件部担当者に適正な処置を促してはいたが、担当書記官が繁忙等を理由に措置を執らないことから、不適な保管状況が続いているので、速やかに処理するように指示した。

今後、終局した押収物を保管することは様々な理由により不適であることを説明し、迅速な事務処理遂行ができる事件部との連携を構築するように注意した。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

特になし

(2) 岐阜地・家裁高山支部、高山簡裁

ア 総評

概ね適正に事務処理がなされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし

- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし
 - オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
昨年指摘された事務については是正されていた。
昨年度の指摘内容
証拠書類の編てつ順序、口座変更届の事由の誤り、アットホームへの広告掲載の検収確認の記載漏れ、鑑定料等の個人払いか法人払いかの不明確（源泉徴収の要否にかかわる）に不備が見られた。
- (3) 岐阜地・家裁多治見支部、多治見簡裁
- ア 総評
下記イ記載事案を除き、適正に事務処理がされていた。
 - イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
M I N T A Sによる保管金（後納郵便料）支払について、手続を十分に理解しないままに担当者の思い込みにより払出手続を行い、誤って国庫（裁判費、特別送達料）から支出していた例が4件あった。
速やかに是正するとともに、再発防止のための方策を講じるように指導した。
 - ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし
 - エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし
 - オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
特になし
- (4) 岐阜地・家裁御嵩支部、御嵩簡裁
- ア 総評
適正に事務処理がなされていた。
 - イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし
 - ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし
 - エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし
 - オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
前回指摘された還付事由発生後の払出通知漏れについては、速やかに是正されていた。
会計事務担当者から担当書記官等に対して事件終局後の払出通知について、漏れないかの確認を、また、長期未済保管金については事件の進捗状況の確認を定期的に行うようにしている。
- (5) 郡上簡裁及び中津川簡裁
- ア 総評
保管金事務の本庁集約（出納官吏廃止庁）及び押収物・民事保管物等の取扱がないことから、調停委員の手当及び旅費の支給のためのチェック態勢を重点的に点検した結果、庶務課長（勤務時間報告書証明者）を中心とした牽制的なチェック態勢が執られ、適正に処理されていた。
また、全職員が同室であることから、連絡調整、情報交換等の態勢が適切に執られていた。
 - イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし
 - ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし

- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし
- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項等なし
- (6) 岐阜簡裁
 - ア 総評
概ね適正に事務処理がなされていた。
 - イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
司法委員日当等の支給に関する事項について、勤務時間の算出誤りによる支給区
分の誤りがあったので是正するように指示した。
 - ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
特になし
 - エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし
 - オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
特になし

(最経監)

書記官事務及び訟廷事務に関連する
会計事務査察結果報告書

(庁名) 福井地方裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	主 任 査 察 員		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
23. 11. 14	福井地家裁武生支部 武生簡易裁判所	会 計 課 長	林 裕 一	3
23. 11. 28	福井地家裁敦賀支部 敦賀簡易裁判所	事務局次長	松 崎 薫	5
23. 12. 9	大野簡易裁判所	会 計 課 長	林 裕 一	1
23. 11. 29	小浜簡易裁判所	会 計 課 長	林 裕 一	2
23. 12. 15	福井簡易裁判所	課 長 補 佐	小 林 悦 子	2

2 査察結果

(1) 福井地家裁武生支部・武生簡易裁判所

ア 総評

保管金事務、保管物事務等おおむね適正に処理されていた

調停委員手当について支給区分の誤りが1件確認されたが、その余はおおむね適正に処理されていた。

なお、司法委員、参与員については執務時間を正確に管理し、適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

各種委員の手当等に関する事務については、点検態勢を強化し、支給区分等の誤りを事前に防止すると共に、今後は調停委員出勤管理プログラムへ入力するデータの誤入力を未然に防止するよう指導した。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

なし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

なし

(2) 福井地家裁敦賀支部・敦賀簡易裁判所

ア 総評

保管金事務、保管物事務等おおむね適正に処理されていた。

調停委員手当について出勤簿と勤務時間報告書を照合したが、支給区分の誤りが1件確認された以外はおおむね適正に処理されていた。

なお、司法委員、参与員についても執務時間を正確に管理し、適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

各種委員の手当等に関する事務については、点検態勢を強化し、支給区分等の誤りを事前に防止すると共に、今後は調停委員出勤管理プログラムへ入力するデータの誤入力を未然に防止するよう指導した。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

なし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

なし

(3) 大野簡易裁判所

ア 総評

大野簡裁からの関係書類の提出に基づき、書面監査による方法で実施した結果、保管金事務、保管物事務等は取扱いがなく、調停委員手当については出勤簿と勤務時間報告書を照合したが、おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

なし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

なし

(4) 小浜簡易裁判所

ア 総評

保管金事務、保管物事務等は取扱いがなく、調停委員手当について出勤簿と勤務時間報告書を照合したが、おおむね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

なし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

なし

(5) 福井簡易裁判所

ア 総評

保管金事務については、適正に処理されていた。

調停委員手当について出勤簿と勤務時間報告書を照合したが、おおむね適正に処理されていた。司法委員の執務時間についても正確に管理しており、適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

なし

- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）
なし
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
なし
- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
なし

書記官事務及び訟廷事務に関連する

会計事務査察結果報告書

(庁名) 金沢地方裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	査 察 事 務 担 当 者		補助者員数
		官 職	氏 名	
23.11. 9	金沢簡易裁判所	事 務 局 長	関 衛	4 人
23.10.18	金沢地裁小松支部	事 務 局 長	関 衛	3 人
23. 9.27	金沢地裁七尾支部	事務局次長	村 上 政 司	4 人
23.10.25	金沢地裁輪島支部	事 務 局 長	関 衛	3 人
23.10.13 (書面査察)	珠洲簡易裁判所	事 務 局 長	関 衛	

2 査察結果

(1) 金沢簡易裁判所

ア 総評

概ね適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指摘事項なし

(2) 金沢地裁小松支部等

ア 総評

概ね適正になされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指摘事項なし

(3) 金沢地裁七尾支部等

ア 総評

下記の事項を除き、事務処理は概ね適正になされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

なし

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

録音反訳の検査完了通知遅延について、改善策を本庁に提案済みであり、その後はそのとおり実践されている。

過料告知費用に係る債権の管理、当座預金の受入添付書への付記については、いずれも改善されていた。

(4) 金沢地裁輪島支部等

ア 総評

下記イ、ウ及びオを除き、事務処理は概ね適正になされていた。

なお、下記イ及びオについては、是正、改善、検討等の結果を記載した報告書の提出を指示した。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

平成２２年１１月以降の調停委員出勤簿で、記載事項を記入していないものが多数件見られた。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

債権管理は適正に処理されているが、本官に対する過料告知費用に係る債権の増減報告に際して、減少月の記載に誤りがあった。（９月に納付のあった８月分の過料告知費用につき、減少月を８月とせずに、誤って９月としていた。）

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

保管金業務については改善されていたが、調停委員出勤簿の記載不備については是正されておらず、監査実施前の点検もされた形跡がなかった。

(5) 珠洲簡易裁判所

ア 総評

事務処理は概ね適正になされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の監査での指摘事項の改善・是正状況

前年度指摘事項なし

書記官事務及び訟廷事務に関する
会計事務査察結果報告書

(庁名) 富山地方裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	主 任 査 察 員		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
23・10・21	砺波簡易裁判所	事務局長	永井克典	2人
23・11・8 23・11・9	富山地裁高岡支部	事務局長 事務局次長	永井克典(8日) 林 修一(9日)	7人
23・11・28	富山地裁魚津支部	事務局次長	林 修一	2人

2 査察結果

(1) 砺波簡易裁判所

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)

指摘事項なし

ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と思慮される事項)

指摘事項なし

エ 検討事項(過誤防止等の観点から検討を要する事項等)

指摘事項なし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

前年度の査察での指摘事項(調停委員及び司法委員の勤務時間確認のための期日簿への執務終了時刻のメモ的記載の励行並びにそれによる適切な執務時間の把握)については、是正されていた。

(2) 富山地裁高岡支部

ア 総評

下記ウに指摘した事項を除き概ね適正に処理されていた。

イ 指示事項(法令及び通達に反している事項)

指摘事項なし

ウ 注意事項(手続遅滞等不相当と思料される事項)

- ① 通訳人を介して実施された証拠調べにおいて、当該通訳人の旅費日当のみを予納させ通訳料の予納を失念していたことにより、当該通訳人の通訳料の支払が証拠調べ実施から約3か月を要していることから、予納を前提としなければならない手続(鑑定、通訳人尋問等)では、費用概算額を確認し予納させたうえで実施するとともに速やかな支払手続を行うよう強く指導した。
- ② 録音反訳の特急制度を利用したにもかかわらず、支部庶務課への反訳対象記録媒体等の提出が、尋問実施日から4日後になされていることから、録音反訳の特急制度を実施する場合は、その必要性を十分に精査し、利用に当たっては、反訳対象記録媒体等の提出を尋問実施日の当日又は翌日に行うように強く指導した。

③ 調停委員の出勤簿につき、地裁支部において、「勤務庁」「支払庁」の記載が、昭62.5.22付け人給A第13号人事局長依命通達「民事調停委員及び家事調停委員に対する手当の支給手続について」で定められた記載方法に反している部分があると思われるので、通達に従って適正に記載するように注意喚起した。

④ 訴訟救助申立事件について、申立人に対し訴訟救助申立却下決定謄本を送達する費用を、国庫立替したが、その経費について、係書記官から歳入徴収官に対し債権発生通知がなされていなかったため、速やかに通知するように指導した。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

押収物の部分没収があった事件につき、事件部の押収物保管票には部分没収があった旨の記載がなされているが、会計係の押収物送付票には記載がなされていない。記載事項の統一という観点から押収物送付票にも部分没収があった旨記載するのが望ましい。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

前年度の査察での指摘事項（調停委員の出勤簿につき、地裁支部、家裁支部及び簡裁の各庁において、「勤務庁」「支払庁」の記載が適正に行われていない。また、家裁支部において、「区分」欄に記載がないか、記載があっても鉛筆書きである箇所が複数ある。）については、前記ウの③に記載した事項以外はいずれも是正されていた。

(3) 富山地裁魚津支部

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

指摘事項なし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

指摘事項なし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

指摘事項なし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

前年度の査察での指摘事項（国庫立替えした送達費用についての債権発生通知を過料告知費用に係る債権と同様の処理で足りると考えて本庁債権管理担当者に送付していなかった。）については、是正済みであった。また、今回の監査等対象期間内には事例がなかった。

書記官事務及び訟廷事務に関する
会計事務査察結果報告書

(庁名) 名古屋家庭裁判所

1 実施時期等

実施時期	被 査 察 庁	主 任 査 察 員		補助者 員 数
		官 職	氏 名	
23・11・2	名古屋家裁半田支部	事務局長	梶 本 宜 孝	2人
23・11・15	名古屋家裁一宮支部	事務局長	梶 本 宜 孝	2人
23・11・22	名古屋家裁岡崎支部	事務局会計課長	宮 治 利 幸	3人
23・11・29	名古屋家裁豊橋支部	事務局次長	林 功 二	3人

2 査察結果

(1) 名古屋家裁半田支部

ア 総評

以下の指摘を除き、おおむね適正に事務処理がなされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

家事調停委員の手当について、支給区分の認定の誤りが1件あったため、精算手続をとるように指導した。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指摘事項なし

(2) 名古屋家裁一宮支部

ア 総評

以下の指摘を除き、おおむね適正に事務処理がなされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

(1) 調停委員登庁簿（4月分）について、調停委員の押印漏れが1件あったため、補正するよう指導した。

(2) 参与員出勤簿（5月分）の執務時間の確認方法について、備考欄に記載して確認していたため、執務時間欄に記載して確認するよう指導した。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指摘事項なし

(3) 名古屋家裁岡崎支部

ア 総評

適正に事務処理がなされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

特になし

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

調停委員出勤簿の控除時間の記載漏れについては、調停委員登庁簿で確認した結果、是正されていた。

(4) 名古屋家裁豊橋支部

ア 総評

以下の指摘を除き、おおむね適正に事務処理がなされていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思料される事項）

押収物について、事件が終了して1年以上が経過しているにもかかわらず、国庫帰属の通知がなされていないものが3件あったため、是正するよう指導した。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

債権発生通知書については、発生後すみやかに歳入徴収官へ送付されており、是正されていた。

書記官事務及び訟廷事務に関する会計事務査察結果報告書

(庁名) 金沢家庭裁判所

1 実施時期等

実施時期	被査察庁	主任査察員		補助者 員数
		官職	氏名	
23・9・27	七尾支部	事務局次長	三好浩一	3人
23・10・18	小松支部	事務局長	寺嶋宏二	3人
23・10・24	珠洲出張所	事務局次長	三好浩一	1人
23・10・25	輪島支部	事務局次長	三好浩一	2人

2 査察結果

(1) 七尾支部

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思慮される事項）

特になし。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況

前年度の指摘事項なし。

(2) 小松支部

ア 総評

適正に処理されていた。

イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）

特になし。

ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思慮される事項）

特になし。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）

特になし。

- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項なし。

(3) 珠洲出張所

- ア 総評
おおむね適正に処理されていた。
- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし。
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思慮される事項）
特になし。
- エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし。
- オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項なし。

(4) 輪島支部

- ア 総評
おおむね適正に処理されていた。
- イ 指示事項（法令及び通達に反している事項）
特になし。
- ウ 注意事項（手続遅滞等不相当と思慮される事項）
調停委員出勤簿の記載方法について、次のとおり不相当な事項があったため、是正を指示した。
- (ア) 平成23年4月以降の調停委員出勤簿のすべてにつき、区分欄が記載されていない。
- (イ) 平成23年4月以降の調停委員出勤簿の一部につき、執務時間欄の「3時間以下」又は「それ以外」のいずれにもチェックが付されていない。また、執務時間（時間 分）も記載されていない。
- (ウ) 平成23年5月の調停委員出勤簿2人分について、当日における他庁での執務欄の有無のチェックが付されていない。また、この内1人分については、執務の有無欄にチェックも付されていない。
- (エ) 平成23年9月分の調停委員出勤簿1人分の執務時間欄について、「それ以外」に該当するにもかかわらず、「3時間以下」に

チェックが付され、執務の有無欄について、「執務あり」に該当するにもかかわらず、「執務なし」にチェックが付されている（勤務時間報告書には正しい区分で記載されていた。）。

エ 検討事項（過誤防止等の観点から検討を要する事項等）
特になし。

オ 前年度の査察での指摘事項の改善・是正状況
前年度の指摘事項なし。

（最経監）